



平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄



被告準備書面 (4)

平成28年7月13日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



第1 特任教員任用申請の妨害

1 被告が特任教員として任用を受けることを希望していたこと

原告においては就業規則において、教員の定年は満67歳であり、定年に達したときは退職するものと定められていたところ、原告に6年以上勤務し、定年退職した専任教員について、一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができることとされていた(乙13)。

被告においても、平成25年3月6日の到来をもって67歳となり、同月末で定年退職をする年齢であったが、かねてより、同年4月1日以降においても特任教員として勤務を続けたいと考えていた。

2 原告における特任教員の任用基準

この特任教員は規程上、「特任教員A」と称され、大学または研究機関等を定年退職または中途退職した者から任用される「特任教員B」と区別

される。

特任教員Aの任期は3年であり、任用基準として、

- ①過去5年間に於いて専門分野に於ける研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること、
- ②過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと、
- ③任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと、
- ④本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められることが定められている。

また、規程上、特任教員Aの任用は、特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会に於いて行い、理事会の承認を得るものとされており、特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および各研究科長によって構成し、学長は委員長となる。

その上で、特任教員Aの任用手続は以下の手続による。

- ①推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
- ②教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
- ③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
- ④推薦委員会は、対象者に本学に於ける役職歴の提出を求める。
- ⑤推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
- ⑥当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
- ⑦当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。

⑧教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

3 被告が特任教員Aの任用基準を満たしていたこと

前述のとおり、被告は、定年退職後においても原告の特任教員Aとしての任用を希望していたが、原告に6年以上勤務しており、以下のとおり、特任教員Aの任用基準も満たしていた。

①過去5年間における研究論文、著書

被告は、過去5年以内に2点の著書（下記）を公表している。なお、過去5年以内の研究論文は1点であるが、参考までに紹介しておく。

・著書

2007年12月 『VEハンドブック』共著（乙14）

（「VE提案」147～152頁を担当）

2010年3月 『サステナビリティの政策と経営』共著（乙15）

（「第3章 低炭素循環型社会を目指す起業の環境経営」75～130頁を担当）

・研究論文

2007年11月 「インターネットショッピングにおけるスウェーデンと日本の学生のライフスタイルに関する比較研究」（『大阪経大論集』第58巻第5号（1～12頁））（乙16）

②過去5年間の授業の担当および実績状況

被告の2008年度から2012年度までの授業担当は別紙「吉井康雄の担当科目の推移」のとおりであり、授業の担当および実績状況は適切であり、今後の教育活動にも支障はない。

③任期中に担当する授業の時間数

任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少ないとはいえない。

④これまでの研究・教育・運営上の活動

原告における被告のこれまでの研究・教育・運営上の活動には何ら問題はなく、原告の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきた。

4 原告が被告の特任教員Aの任用手続を妨害したこと

被告は平成24年9月28日の教授会で特任教員Aへの任用を申請することを周囲に伝えたところ、同月29日、当時カリキュラム委員会の委員長であった池島が被告に対して特任教員Aへの任用申請に関する書類ファイルをパソコンのメールに添付して送信してきた。

そこで、被告は10月5日には当時学部長であった井形宛に特任教員Aの任用申請に必要な書類を提出した(乙17~19)。

ところが、井形は、10月15日、被告の研究室を訪れ、「今後の授業の件については、カリキュラム委員会の議を経て教授会で決定されることになっています。カリキュラム委員会として全員の総意で、6つの項目で授業計画を認めがたいということになりました」と述べ、カリキュラム委員会の反対を理由に推薦委員会に上程することを拒否し、特任教員Aの任用申請を辞退するよう要請してきた。

被告が原告に提出した授業担当計画は、現に今年度実施されている授業担当と概ね一致していることからしても、何ら問題はないことが明らかであったため、被告としては到底承服できなかった。しかも、規程上「推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する」とあるものの、その前提としてカリキュラム委員会の議を経なければならないとの規程はないこともあり、被告は、推薦委員会への上程自

体を認めない学部長の対応の不当性を訴えて譲らず、話し合いは物別れに終わった。

そして、翌日、井形は、被告にメールを送信し、カリキュラム委員会が被告の授業計画を認めないことが「授業計画書の不備」に該当するとの強引な解釈をした上で、「徳永学長は過去の事例においても『推薦委員会が書類上の『不備』がある候補者の受理はしておらず、当然、推薦委員会の開催も不可能である、との回答が出されました」と述べ、被告の特任教員Aの任用手続を進めていくことは不可能であると結論づけた。そして、その背景にはカリキュラム委員会の委員長の池島の強い働きかけがあったものと考えられたが、そもそもカリキュラム委員会には推薦委員会開催の是非を決定する権限はなく、池島の働きかけは単なる特任教員申請手続の妨害でしかなかった。

前述の特任教員の任用規程においても、授業計画はカリキュラム委員会の承認を必要とすることなど要件とはされておらず、授業担当計画については、学部長が教務委員長および対象者と協議の上、推薦委員会に提出するとの定めがあるに過ぎない。ましてや、カリキュラム委員会が被告の授業担当計画を認めないことが「授業計画書」の不備にあたるといった解釈は到底成り立たないものである。

後述するように、原告においては特任教員Aの任用を希望しながら任用されなかった例はほとんどなかったことからしても、井形と池島の対応は、理不尽極まりないものであった。

そのため、被告は、井形に対し、あくまで任用申請手続を進めることを求めたが（乙2 p 48）、結局、井形は被告の特任教員任用申請を握りつぶした。

5 関係者の発言

(1) 井形、池島を中心とする執行部が原告の特任教員任用申請を受理せず、
手続を進めなかったことが著しく不当であり、かつ、かかる不当な態度
が組織ぐるみでなされたことは、原告関係者の以下の発言からも分かる。

(2) 教授会における出席者の発言

乙3は、被告の特任教員任用申請を不受理としたことに関する教授会
でのやりとりであるが、原告の特任教員任用申請に規程上は関与する立
場になかったはずの北村教授が被告と井形の会話を遮って発言を始め、
何年も前の出来事を引き合いに出して被告に対する批判を延々と展開し
ている。しかも、北村教授の口調は喧嘩腰であり、被告に対する悪感情
を剥き出しにするものであった。

また、議論の途中から、山田准教授が、被告の特任教員任用申請を不
受理とした理由とされていた「書類上の不備」とはそもそも何であった
のかを質問したところ(乙3 p 4)、井形は「学長の決定でございます」
などとはぐらかした回答を繰り返した。そして、周囲の疑問が何ら解け
ていないにもかかわらず、北村教授は「おっしゃっているように不受理
になりましたと、」「不受理の理由は書類が整わなかったからですと、」
「そういうことでしょ」「はい。以上です。結構です。」と押し切り、
その後の山田准教授の質問にもまともに答えずに、最後までこの議論を
押し殺そうとした。

同日の教授会における全発言の流れを参照すれば、北村教授と被被告
井形が強い個人的感情をもって被告の特任教員任用申請を拒否したがっ
ていたことをうかがい知ることが出来るのである。

(3) 草薙副学長の発言

乙4は、平成24年10月19日に被告が草薙副学長(当時)に相談
をしたときの会話を録音した際の反訳文であるが、草薙副学長は、被告
の特任教員任用申請を不受理とした井形らの対応について、「カリキュ

ラム、うば、奪うという、まー裏技やわな」「そら、おかしい。カリキュラム改革しますなんて言うてへんやん。言うてへんでしょ」「出てへんでしょ、そんなもん。いやいや出てへん」「教授会議題では」「でも、個人的に言うてるだけであって、蓋あけたら、実は来年別の人がもってましたいうたら、それはえらいことになるでな」「うーん、パワハラで訴えるか」「まちがいなく」「間違いなくパワ、パワハラでしょう」「アカハラいうんか」などと発言している。草薙副学長は、「カリキュラム委員会の総意」なるものを持ち出し、被告の特任教員任用申請を受理しなかった井形らの対応につき、カリキュラムを奪うという「裏技」を用いた嫌がらせ（アカデミックハラスメント）であると断じている。

また、草薙副学長は、カリキュラム委員会が被告の担当科目ではコマ数が足りないと判断したことについて「で、それはでも、あんなー、この授業なくすなんて決めてない時に、来年開講せえへんと言うたいうことでしょ。それは無茶苦茶な理屈です。辞めるために、辞めさせるためにそんな理屈を持ち出したということや。ま、カリキュラム委員にあれ入っとなでしょ。北村氏が」と述べ、カリキュラム委員会が出した意見は被告を排斥するという不当な目的でなされたものであり、これを北村教授が首謀した旨の発言をしている。

さらに、草薙副学長は、「先生（＝被告）のをみてて、なおさら、みんなそう思ったと思うよ」「先生の、ほんだけ正論で闘おうとしてもやな、つぶされた訳でしょ」「勇気をもってやろうとしても」と述べ、被告が勇気をもって大学に不正を糾弾したために疎まれ、「つぶされた」ことを認めている。

そして、「ま、一番、うーん、な一、大学としては決してうれ嬉しくはないけれども、な一、外で訴えられんのもしゃーないちゃいますか。彼らにとって自業自得でしょ」と述べ、被告が原告、井形及び池島に対

して訴訟を提起したとしても、それは「自業自得」であると断じている。

このように、経営学部の運営について中立的な立場にいた草薙副学長が井形らの対応は被告を排斥するための嫌がらせであることを明確に認めていることからしても、井形らが故意に被告の特任教員任用申請を握り潰した事実は疑う余地もない事実である。

(4) 山田准教授（学長補佐）の発言

山田准教授は、当時学長補佐という立場にもあった人物であるが、平成24年10月19日、被告から相談を持ちかけられた際、被告の特任教員任用手続について、次のように述べている（乙5）。

「仕組みとしてそうだとすることに立脚してますから、それはそうだとしとね、定年が70だったのを67にした。その時の処置としてですね、希望者には70までいてもらうようにしよう。但し、給料は半分になりますよという処置だったんですよね」「でも、手続きはやはりそこで退職金も払うんですから、いったん打ち切って、再雇用という形に学校としてはなりますと。それはそれでいいと思います。ただ、趣旨としてはね、あの一、ご本人が希望すれば、これまで長い間役割貢献していただいたことからね、ちゃんとできる元気なお姿でいてもらえるなら、やってもらおうということだった訳ですよね。それをね、自分の好き嫌いでね、科目止めてですよ、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、卑怯千万ですよ」。

山田准教授は、このように述べ、井形及び池島が「カリキュラム委員会の総意」なるものを作成し、これを利用して被告の特任教員任用申請を不受理としたことは、「自分の好き嫌いで科目を止めた」ものであると断じ、痛烈に批判している。

そして、「そんなことをするからね、あのね、うちの職員の人を含めてね、うちを退職した人のなかに」「本当にいい学校で、いい勤め方を

させてもらったという人が」「どんだけいるのか。逆にね、本当にもう、嫌な思いをして辞めていかれるようなことになってしまう方がね、すくなくないんですよ。これ、うちのね」「ものすごい問題点ですわ」と述べ、原告が一部の者の個人的感情で特定の者を不当に排斥してきた事実を嘆いている。

- (5) このように、関係者の発言からしても、原告が被告の特任教員任用申請を拒否したことを「組織ぐるみのパワハラ・アカハラ」と評価することは正当であったといえる。

6 原告における特任教員任用状況

- (1) 原告における特任教員任用状況を確認すると、平成2年度から平成24年度までの23年間に定年退職となった者について、最終段階まで特任教員任用を希望しておきながら申請が認められなかったのは、42名中3名であり、任用率は92.86%である（別紙「特任教員任用実績」参照）。

そして、申請が認められなかった3名は、人間科学部の里上護衛教授（前述）、経済学部の森田寿一教授と瀬岡吉彦教授であるが、この3名が特任教員として任用されなかった背景には平成16年度の学長選挙の要因が大きい。

平成16年度の学長選挙においては、当時現職であった渡辺学長のほか、経済学部の重森教授及び瀬岡教授らが候補としてあげられたが、学長補佐であった里上教授は渡辺学長を、森田教授は瀬岡教授を、それぞれ学長候補として推薦し、選挙参謀を務めた。この学長選挙は例年になく熾烈な争いとなったが、選挙の結果、重森教授が学長に選ばれた。

すると、同じ年度に定年退職を迎える里上教授と森田教授の特任教員任用手続において、重森学長のもとで、両教授を排斥する流れが起こっ

た。まず、里上教授は、旧体制のもとで特任教員推薦委員会の推薦を受け、人間科学部の教授会で任用の決定を受けたにもかかわらず、重森学長体制が発足した後にこれを排斥する動きが起こり、新年度開始直前の3月に突如として理事会により認容を取り消された。また、森田教授は、重森学長が委員長を務める特任教員推薦委員会において（旧規程（乙6）の第4条1項）、特段任用を拒否すべき事情がないにもかかわらず推薦を却下する決定がなされた。さらに、翌平成17年度に定年退職となる瀬岡教授の特任申請では、上記2名と同様に重森学長陣営からの批判の流れを受け、特任教員推薦委員会で投票がなされたところ、票数が50対50となった。そこで、最後は委員長である重森学長の1票に委ねられたが、重森学長が経済学部教授会への推薦反対の態度を示したため、瀬岡教授は特任教員として任用されなかった。

このように、上記3名が特任教員に任用されなかったのは、稀に見る熾烈な学長選挙の影響を受けたからであり、極めて政治的な要因によるものであった（里上教授が新年度を目前に控えた3月に突如として任用を拒否されたことから任用拒否の異常性が明らかである。）。

そこで、この3名の任用拒否は一括りで考えるべきであるところ、この3名を除けば、最終段階まで特任教員任用を希望しておきながら申請が認められなかった者は一人もいないことになる。

- (2) 里上教授の特任教員任用申請手続は旧規程のもとで行われたものであったが、里上教授が原告を相手に申し立てた地位保全仮処分申立事件において、原告は、特任教員推薦委員会は「必ずしも『教学』面に優れた業績のある者を『特任教員候補者』として推薦するか否かを実質審査しておらず、『特任教員任用基準』に該当するか否かの形式上の判断をするにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態である」と主張していた（乙23）。

また、教授会の選考は「単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である」と主張していた（同）。

(3) 以上のような原告における過去の特任教員任用状況からすれば、被告が特任教員任用申請手続を進めることを求め続けたにもかかわらず、一切手続をしなかったことは極めて不当であることが明白である。

7 まとめ

以上より、井形を中心とした原告の執行部（当時）が原告の特任教員任用申請を不当に握りつぶしたことは極めて不当であり、かつ、「組織的なパワハラ・アカハラ」であったことは明白である。

第2 本件訴訟の証拠と前件訴訟の証拠の対応関係

別紙「証拠対照表」のとおりである。

以上

吉井康雄の担当科目の推移

※ 大学のシラバスより作成

2012年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
外国書講読Ⅰ(経営学部)	0.5
外国書講読Ⅱ(経営学部)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6.5

2011年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
経営学特殊講義(環境経営論)	0.5
外国書講読Ⅱ(英語)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6

2009年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅱ	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4

※ 2010年度は、国内留学

2008年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅰ	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5

2007年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2006年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2005年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅱ	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5.5

2004年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3

2003年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報管理学	1
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3.5

特任教員任用実績

	定年退職となる年度	特任教員申請者(申請後、辞退した者は含まない。)	任用された者	任用手続開始後、任用されなかった者	備考	
1	平成2年度	氏名不明	○			
2		氏名不明	○			
3	平成3年度	氏名不明	○			
4	平成4年度	氏名不明	○			
5	平成6年度	氏名不明	○			
6	平成7年度	氏名不明	○			
7	平成10年度	香川一男	○			
8	平成11年度	北崎豊二	○			
9		千葉勇夫	○			
10		濱本泰	○			
11		松村幸一	○			
12		高寺貞男	○			
13		西河光雄	○			
14	平成12年度	内海健一	○			
15		久野晋良	○			
16	平成13年度	中川操	○			
17	平成14年度	松原和男	○			
18		藤本周一	○			
19	平成15年度	久保田淳	○			
20		伊藤武	○			
21		野々村 博	○			
22	平成16年度	森田寿一		○	◆学長選挙:(渡辺、瀬岡)学長候補に関与	
23		里上 譲衛			○	◆学長選挙:(渡辺、瀬岡)学長候補に関与
24	平成17年度	瀬岡吉彦			○	◆学長選挙:(渡辺、瀬岡)学長候補に関与 ◆推薦委員会で重森学長・特任推薦委員長が却下(原告、電話確認)
25		田淵 進	○			
26		岡本 昌夫	○			
27		永野 仁	○			
28	平成18年度	大槻 裕子	○			
29	平成20年度	松本 良治	○			
30		光田 基郎	○			
31		稲場紀久雄	○			
32	平成21年度	渡辺 泉	○			
33		重森暁	○			
34		田畑 稔	○			
35	平成22年度	二宮 正司	○			
36		山本恒人	○			
37		桜井三枝子	○			
38		田中邦夫	○			
39	平成23年度	泉弘志	○			
40		間野嘉津子	○			
41		小林龍一	○			
42	平成24年度	中尾美喜夫	○			※被告の定年退職と同じ年度であり、この年度に被告は特任教員任用申請を不受理とされた。
	合計数	42	39	3		

任用率	92.86%
-----	--------

証拠対照表

前件訴訟の証拠番号	証拠の標目	本件訴訟の証拠番号
甲1	特任教員任用規程	Z13
甲2	文献『VEハンドブック』	Z14
甲3	文献『サステナビリティの政策と経営』	Z15
甲4	論文『インターネットショッピングにみられるスウェーデンと日本の学生のライフスタイルに関する比較研究』	Z16
甲5	特任教員任用資料	Z17
甲6	本学における役職歴	Z18
甲7	3ヵ年講義計画	Z19
甲8	大阪経済大学規程集(第3編総務・人事>第4章給与)	Z20
甲9	2013関西地区私立大学・短期大学 労働条件等資料集	Z21
甲10	DVD(2012年10月15日に井形が吉井康雄に特任教員任用辞退を迫ったときの会話)	Z22
甲11	甲10の反訳文	Z2
甲12	Sweden短期留学期間中における執行部・教務部とのe-mailによるやりとり	Z1
甲13	平成17年4月21日付『主張書面(1)』	Z23
甲14	甲15の反訳文	Z3
甲15	DVD(2012年11月16日教授会、特任教員の不受理に関する部分の会話)	Z24
甲16	2011年度開講科目に向けて、学部執行部、カリキュラム委員会とやりとりした時のe-mail	Z6
甲17	学校法人大阪経済大学就業規則	Z25
甲18	城教授からのメール	Z26
甲19	西口俊子元教授作成の文書	Z27
甲20	西口元教授宛の文書	Z28
甲21	二宮教授宛の文書	Z29
甲22	陳述書	Z30
甲23	録音反訳文(平成24年10月19日における吉井康雄と草薙副学長との会話)	Z4
甲24	録音反訳文(平成24年10月19日における吉井康雄と山田文明学長補佐との会話)	Z5
甲25	録音反訳文(平成17年7月1日における合同教授会のやりとり)	Z31
甲26	労働判例No.845 p33	Z32
甲27の1~5	陳述書 ※本件訴訟ではまとめて一通の書証として提出	Z33

証拠対照表

乙1	履歴書	乙34
乙2	大阪地方裁判所平成17年(ヨ)第10015号決定	乙35
乙3	大阪経済大学経営学部教授会議事録(抜粋)(2012.9.28)	乙36
乙4	大阪経済大学経営学部教授会規程	乙37
乙5	平成25年分「退職所得の源泉徴収票」	乙38
乙6	特任教員任用規程(旧規程)	乙39
乙7	大阪経済大学学則(抜粋 13枚)	乙40
乙8	年次配当表(2003~2008年度、2009年度~2013年度)(抜粋)	乙41
乙9	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2003年6月6日開催)(一部抜粋)	乙42
乙10	北村学部長から吉井康雄宛の2003年3月18日付メール	乙43
乙11	宮崎地裁平成7年9月1日付判決(判例タイムズ897号109~115頁)	乙44
乙12	就業規則(抜粋)	乙45
乙13	特任教員給与規程	乙46
乙14	給与体系表(学園ニュースNo.208 2003.5.29号)	乙47
乙15	吉井康雄から高原龍二宛の2013年4月2日付メール	乙48
乙16	「ゼミ引き継ぎの件」と題する書類	乙49
乙17	吉井康雄宛の池島真策の2012年11月18日付メールと吉井康雄の同メールに対する返答	乙50
乙18	吉井康雄宛の井形浩治の2012年10月16日付メール	乙51
乙19	吉井康雄宛の井形浩治の2012年10月21日付メール	乙52
乙20	大阪経済大学経営学部教授会議事録(抜粋)(2012.11.16)	乙53
乙21	大阪経済大学経営学部教授会議事録(抜粋)(2004.5.21)	乙54
乙22	専任教員の担当コマ数についての問い合わせ	乙55
乙23	2012年度 時間割編制基準 一授業科目配置のガイドライン《経営学部》	乙56
乙24	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2012年11月30日開催)(抜粋)	乙57
乙25	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2013年1月18日開催)(抜粋)	乙58
乙26	陳述書(池島真策)	乙59
乙27	陳述書(井形浩治)	乙60
乙28の1	20141029特任教員推薦委員会 簡略まとめ	乙61

証拠対照表

乙28の2	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2004年10月29日開催)	乙62
乙28の3	20041105特任教員推薦委員会 簡略まとめ	乙63
乙28の4	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2004年10月29日開催)	乙64
乙28の5の1	特任教員推薦委員会記録(2004年12月2日開催分)	乙65
乙28の5の2	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2004年12月3日開催)	乙66
乙28の6の1	20141209特任教員推薦委員会 簡略まとめ	乙67
乙28の6の2	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2004年12月10日開催)	乙68
乙29	大阪経済大学経営学部教授会議事録(2005年10月14日開催)	乙69
乙30	「教育職員定年退職者」表	乙70
乙31	乙30(里上事件の乙24)の訂正	乙71
乙32	人間科学部カリキュラム委員会規程	乙72
乙33	経済学部カリキュラム委員会規程	乙73